

1 2. 初等中等教育段階におけるグローバルな視点に立って活躍する人材の育成

(前年度予算額	21,521百万円)
平成29年度要求・要望額	23,698百万円

1. 要求要旨

グローバル人材育成については、第二期教育振興基本計画等を踏まえ、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できる人材の育成が重要である。

このため、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を実施し、また、小・中・高等学校を通じた英語教育改革の推進、帰国・外国人児童生徒等への教育支援の推進、在外教育施設の教育環境の改善等の取組の充実を図る。

2. 内 容

(1) 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究 12百万円(12百万円)

教育基本法や学習指導要領で重視されている伝統・文化等に関する教育の充実を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に資するため、教材の作成や指導方法の開発等を行う。

- ・我が国の伝統・文化に関する教材の作成、指導方法等に関する調査研 3地域

(2) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 1,516百万円(741百万円)

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、学習指導要領改訂等に向けた新教材(①児童用冊子、②教室用デジタル教材、③教師用指導書等)の開発・整備、先進的な取組の支援や教員の指導力・専門性向上のための事業、生徒の英語力調査などの取組を実施する。

- ・小学校の新たな外国語教育における新教材の開発・整備 (小学校中学年・高学年用)
- ・外部試験団体と連携した英語力調査事業 (中学生5万人・高校生4.5万人)
- ・中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究 3機関
- ・外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 1機関+47区市
- ・小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施 47機関
- ・外国語教育強化地域拠点事業

英語25件+多言語6件(中、韓・朝、仏、独、西、露等)

(3) スーパーグローバルハイスクール 1,102百万円(1,052百万円)

グローバルな社会課題を発見・解決し、国際的に活躍できる人材の育成に取り組む高校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。また、平成27年度指定校に対する中間評価を実施する。

- ・指定期間：5年間
- ・対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- ・指定校数：133校（新規指定10校、継続指定123校）

（４）在外教育施設教員派遣事業等及び海外子女教育の推進

20,392百万円（19,295百万円）

在外教育施設で学ぶ児童生徒が増加する中、国内と同様の教育を行うために派遣教員数を拡充するとともに、高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育水準を強化するなど海外子女のための教育環境の充実を図る。

- ・派遣教員定数 1,098人→1,158人
- ・在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業【新規】 6施設

（５）帰国・外国人児童生徒等教育の推進

463百万円（231百万円）

帰国・外国人児童生徒等の集住地域及び散在地域の公立学校における受入・日本語指導体制の充実を図る。また、外国人の子供の就学を促進するため、学校外における日本語指導や教科指導等の支援体制の充実を図る。さらに、教員の専門的能力育成のための養成・研修プログラムの開発、ICTを活用した児童生徒の日本語学習、学校と保護者等とのコミュニケーションの支援手法の開発等を行う。

- ・公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
集住地域型 65地域
散在地域型 15地域
- ・定住外国人の子供の就学促進事業 16地域
- ・外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業【新規】 1機関
- ・外国人児童生徒等教育の情報基盤整備加速事業【新規】 6機関

（６）社会総がかりで行う高校生留学促進事業

208百万円（187百万円）

地方公共団体や学校、民間団体等が実施する海外派遣プログラムへの参加に対し、留学経費の支援を行う。また、国際交流等を通じて、高校生に国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するための取組を支援する。

- ・高校生留学促進事業 1,300人→1,500人
- ・グローバル人材育成の基盤形成事業

我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究

教育基本法や学習指導要領で重視されている**伝統・文化等に関する教育の充実**を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に資するため、教材の作成や指導方法の開発等を行うとともに、その成果を全国に発信する。

【背景】

「第二期教育振興基本計画」
 (平成25年6月14日閣議決定)(抄)

第2部 I 1.(1)基本施策2
 2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

・我が国や郷土の**伝統・文化**を受け止め、それを**継承・発展**させるための教育を推進する。(略)

教育再生実行会議第三次提言

「これからの大学教育等の在り方について」(平成25年5月28日)(抄)

1.④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。

○日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信するという意識をもって**グローバル化**に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の**伝統・文化**についての理解を深める取組を充実する。(略)

文部科学省

……連絡協議会の実施等

委託、指導・助言



推進地域(都道府県・市町村教育委員会、団体等)

○教育委員会や伝統文化に関する団体等が連携し、我が国の伝統や文化に関する教育の推進に資する取組を実施
 (例)

- ・伝統や文化等に関する学習教材や指導資料の作成
- ・各教科等における、**伝統・文化教育**に関するカリキュラム開発
- ・授業実践のための**教員研修の実施**、**研修資料の作成**
- ・外部機関との連携による**体験的・実践的な学習の実施**

実践 ↓ ↑ 成果

推進校(小学校、中学校、高等学校等)

○我が国の**伝統や文化**に関する**教育活動**を実施



学校における**伝統・文化等に関する教育の充実**

初等中等教育段階におけるグローバルな視点に立って活躍する人材の育成 平成29年度概算要求額 237億円（215億円）

グローバルに活躍する人材を育成するため、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を推進するとともに、課題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する高等学校等を支援する。また、在外教育施設で学ぶ児童生徒の教育環境の改善及び帰国・外国人児童生徒等の受入体制の充実を図るなどの取組を行う。

■小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 15.2億円（7.4億円）

- 小学校の新たな外国語教育における新教材の開発・整備【拡充】
新学習指導要領の先行実施に向けて必要な小学校の外国語活動及び外国語の教材を整備（小学校中学年・高学年用）
- 外部試験団体と連携した英語力調査事業【拡充】
第2期教育振興基本計画に提言されている生徒の英語力を測定する経年比較調査を実施（高校3年・中学3年）
- 中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究【拡充】
実証研究の成果普及のためデータベースを構築
- 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業
英語教育推進リーダーの養成等、各県の英語教育改善プランを通じたPDCAサイクルの推進
- 小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施
大学等が開催する免許法認定講習への支援
- 外国語教育強化地域拠点事業【拡充】
新学習指導要領の完全実施に向けて、新たに英語以外の多言語教育に係る研究開発を実施



■帰国・外国人児童生徒等教育の推進 4.6億円（2.3億円）

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業【拡充】
支援メニューの充実（幼保小連携、高校進学促進等）、散在地域型の新設
- 定住外国人の子供の就学促進事業
- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業【新規】
教員養成課程や教員研修を通じた体系的なモデルプログラムの開発
- 外国人児童生徒等教育の情報基盤整備加速事業【新規】
ICTを活用した日本語指導が必要な児童生徒の日本語学習、学校と保護者等とのコミュニケーションの支援手法の開発

■在外教育施設教員派遣事業等及び海外子女教育の推進 204億円（193億円）

- 在外教育施設派遣教員経費の委託等【拡充】
在外教育施設への教員派遣の拡充（1,098人→1,158人）
- 在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業【新規】
先進的なカリキュラム開発、幼小連携、日本語教育、安全教育等の実践的な研究を実施し、評価・検証、成果を共有
- 私立在外教育施設教員派遣事業補助

■スーパーグローバルハイスクール（SGH） 11億円（11億円）

- スーパーグローバルハイスクールの拡充（多文化共生教育等への対応）123校→133校
- 中間評価の実施（H27年度指定校）



■社会総がかりで行う高校生留学促進事業 2.1億円（1.9億円）

- 高校生留学促進事業【拡充】
地方公共団体や学校、民間団体等が実施する海外派遣プログラムへの参加に対する支援（対象人数：1,300人→1,500人）
- グローバル人材育成の基盤形成事業

《関連施策》

- ・教職員定数の増（小学校英語教育等に関する地域のリーダー的役割を担う専科指導教員の充実、外国人児童生徒等に対する日本語指導対応）
- ・補習等のための指導員等派遣事業（専門性の高い非常勤講師、英語が堪能な外部人材等の配置）
- ・地域における青少年の国際交流推進事業（イングリッシュキャンプ）

1 3. 私立中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減

(新 規)
平成29年度要求・要望額 1, 2 8 3 百万円

1 要旨

私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を中心に授業料への支援を行う。

2 内容

「私立学校」は男女別学や宗教教育あるいは多様な特色ある教育など「公立学校」には担いきれない役割を担っており、保護者が様々な事情から「私立学校」を選択している事態がある。

また、私立の小中学校に通う児童生徒のうち、約1.1万人が年収400万円未満の世帯であるが、授業料の平均額は私立小学校が約43万円、私立中学校が約41万円であり、家庭の経済的負担が大きい。

このため、私立中学校等に通う児童生徒へのセーフティネットの構築する観点から授業料への支援を行うものである。

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）

【支援額】

年収250万円(※)未満程度（市町村民税所得割 非課税）	年額 1 4 万円
年収250～350万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	年額 1 2 万円
年収350～590万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	年額 1 0 万円

【※年収は両親と子供2人世帯の場合を目安】

- 学年進行で1学年から実施予定。

私立中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減について

＜平成29年度概算要求額 12.8億円＞（新規）

施策目的

私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を中心に授業料等への支援を行う。

背景

私立学校は、公立学校で担えない役割を担っており、低所得世帯でも私立学校を選択する児童生徒がいる。
 私立の小中学校に通う児童生徒のうち、約1.1万人が年収400万円未満の世帯（出典：平成26年度『子供の学習費調査』）
 私立小学校の授業料平均は約43万円、私立中学校の授業料平均は41万円であり、経済的負担が大きい。
 （教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。）

施策内容

私立中学校等に通う児童生徒へのセーフティネットの構築

＜①授業料への支援＞

・低所得世帯を中心とした授業料負担軽減のための支援【文部科学省】

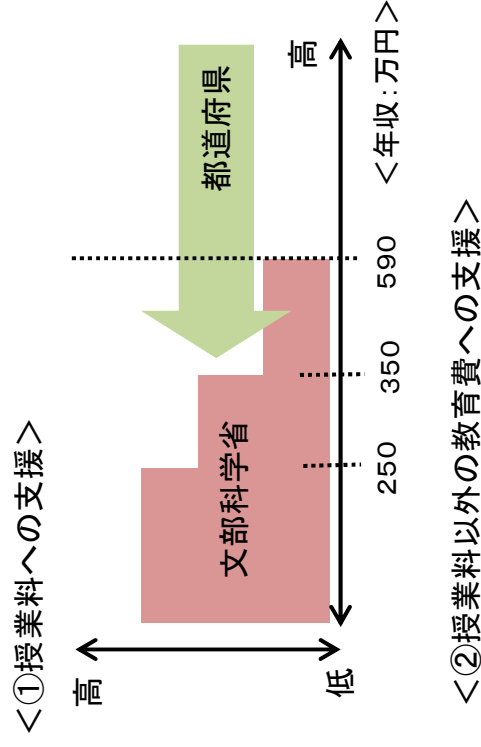
【支援額】 非課税世帯（年収250万円未満）	……年額	14万円
年収250～350万円	……年額	12万円
年収350～590万円	……年額	10万円

※ 学年進行で実施（平成29年度：1年生のみ）

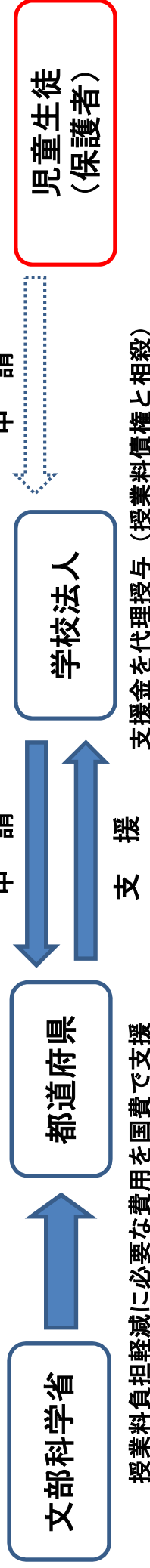
・家計急変世帯（保護者の失職などによる収入激減）への支援【都道府県】

＜②授業料以外の教育費への支援＞

・経済的に就学が困難な児童生徒に対する就学援助【市町村】



国による支援のスキーム



1 4. 高等学校等就学支援金交付金等

(前年度予算額	367,973百万円)
平成29年度要求・要望額	370,362百万円

1 要旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 内容

- ① 高等学校等就学支援金交付金 365,715,283千円

【支給額】

- 高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給（学校設置者が代理受領）。
- 保護者等の年収が910万円(※)以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）世帯の者に対しては、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

年収250万円(※)未満程度（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収250～350万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

【※年収は両親と子供2人世帯の場合を目安】

【支給対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

平成29年度から定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う増を反映。
（受給資格者数の増：約1.7万人）

- ② 高等学校等就学支援金事務費交付金 4,626,934千円

就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

- ③ 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 20,000千円

高等学校等就学支援金交付金等

平成29年度概算要求額 3,704億円 (平成28年度予算額 3,680億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 (新制度・旧制度) 3,657億円
 公立高等学校授業料不徴収交付金 (旧制度) 0.2億円
 高等学校等就学支援金事務費交付金 46億円

概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

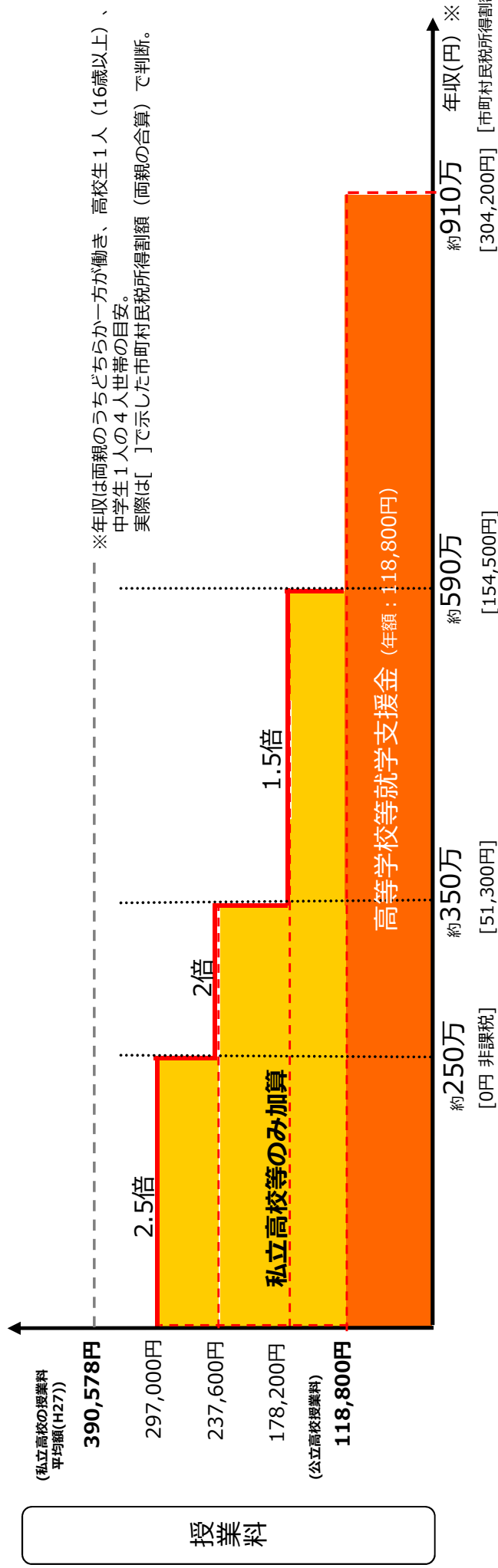
◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

※ 平成29年度から定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う増を反映。（受給者数の増：約1.7万人）



15. 高校生等奨学給付金の充実

(前年度予算額)	13,127百万円)
平成29年度要求・要望額	16,267百万円

1 要旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。〔補助率1/3〕

2 内容

非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額及び多子世帯の給付要件を見直すことにより、低所得世帯や多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

【拡充内容】

○非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額

○多子世帯の給付要件の見直し※

多子世帯の給付要件を見直すことにより、小・中学生がいる低所得世帯の高校生等への支援を強化する。

非課税世帯【全日制等】(第2子以降)の給付額を受給する生徒数が増加。

・約16.1万人→約28.5万人(約12.4万人増)

〔※【現行】高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合】
【見直し後】高校生等以外に23歳未満の兄弟姉妹がいる場合〕

【支給要件】

○生活保護受給世帯、非課税世帯

○保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。

○高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校(高等課程)等)に平成26年4月1日以降に入学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること(特別支援学校高等部の生徒を除く)。

【給付額】

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】(第1子)

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 59,500円 → 67,700円(+8,200円)

・私立の高等学校等に在学する者 年額 67,200円 → 74,200円(+7,000円)

○非課税世帯【全日制等】(第2子以降)

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

高校生等奨学給付金の拡充

平成29年度概算要求額 : 162.7億円 【31.4億円増】
 平成28年度予算額 : 131.3億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

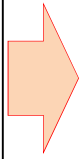
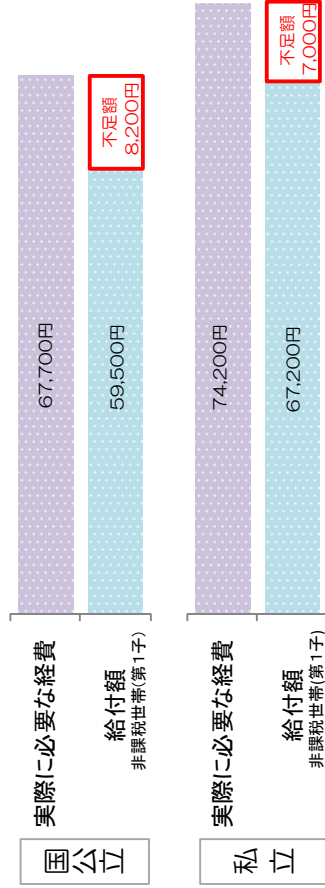
拡充内容

〈実際に必要な経費と給付額の差を解消〉

◎非課税世帯 全日制等 (第1子) の給付額の増額

世帯区分	給付額 (年額)	
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等 (第1子)	国公立 59,500円 ↓(+8,200円) 67,700円	私立 67,200円 ↓(+7,000円) 74,200円
非課税世帯 全日制等 (第2子以降)	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

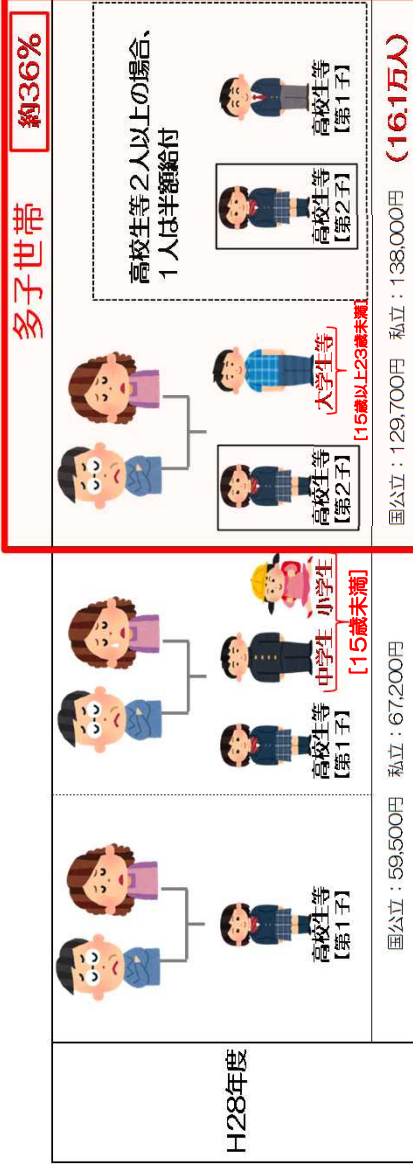
(実際に必要な経費と給付額との比較)



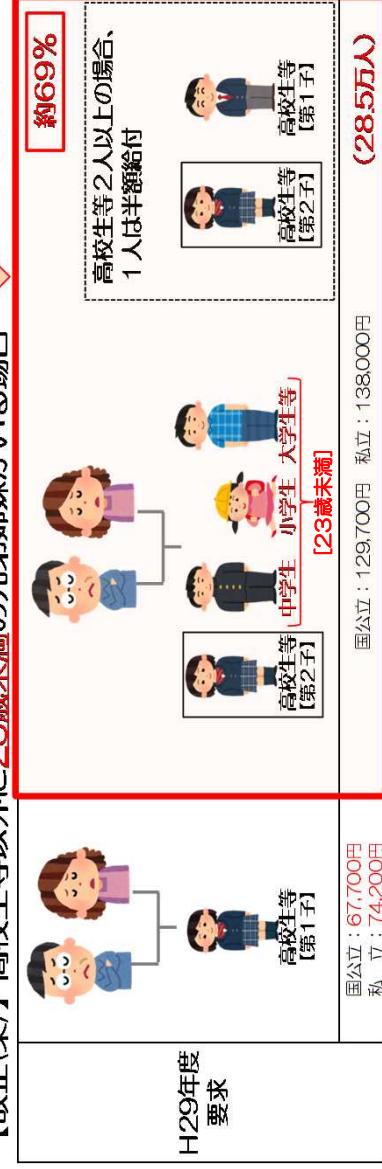
〈小・中学生がいる低所得世帯の高校生等への支援を強化〉

◎多子世帯の給付要件の見直し

【現行】高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



【改正(案)】高校生等以外に23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



低所得世帯や多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

16. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,577百万円)
平成29年度要求・要望額 3,756百万円

1. 要求要旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】 1,643百万円(972百万円)
〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの配置の増(3,047人→5,047人)

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充

〔小中学校のための配置(3,000人→5,000人)
高等学校のための配置(47人)〕

- ・貧困対策のための重点加配(1,000人→1,800人)
- ・虐待対策のための重点加配(400人)【新規】
- ・スーパーバイザー(47人)の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援

[目標] 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置 H29:5,000人(H28:3,000人)
(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

(2) 学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実 535百万円 (269百万円)

(地域学校協働活動推進事業の一部) [生涯学習政策局計上]

[補助率 1 / 3] [補助事業者: 都道府県・政令指定都市・中核市]

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施するとともに、高校生支援を促進する。

(3,100箇所→4,100箇所)

(3) 高校生等の就職・就学支援等 616百万円 (553百万円)

○多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

79百万円 (79百万円)

[委託費] [委託事業者: 都道府県、学校法人等]

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科の高等学校、ICTを活用した遠隔教育を実施する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

特に広域通信制高等学校については、質保証の必要性等が指摘される中、本年9月頃に策定予定の高等学校通信教育の質の確保のためのガイドラインを踏まえた効果的な通信教育手法の研究や、学校運営改善のためのPDCAサイクルの確保を推進する。

○補習等のための指導員等派遣事業 (高等学校分) 【再掲】

537百万円 (474百万円)

[補助率 1 / 3] [補助事業者: 都道府県・政令指定都市]

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

(4) 要保護児童生徒援助費補助 961百万円 (783百万円)

[補助率 1 / 2] [補助事業者: 都道府県・市町村]

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。

一億総活躍社会の実現に向けて、国立学校、私立学校や学校外で学ぶ不登校児童生徒に対する就学援助や新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げを行い、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）を実施

1,075百万円（新規）

〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

なお、平成28年度分は、本年8月24日付で閣議決定された平成28年度第2次補正予算案に所要額（1,075百万円）を計上。

《関連施策》

- ・教職員定数の増（貧困等に起因する学力課題の解消 400人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金の充実
- ・幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

※被災児童生徒就学支援等事業

6,524百万円（7,988百万円）

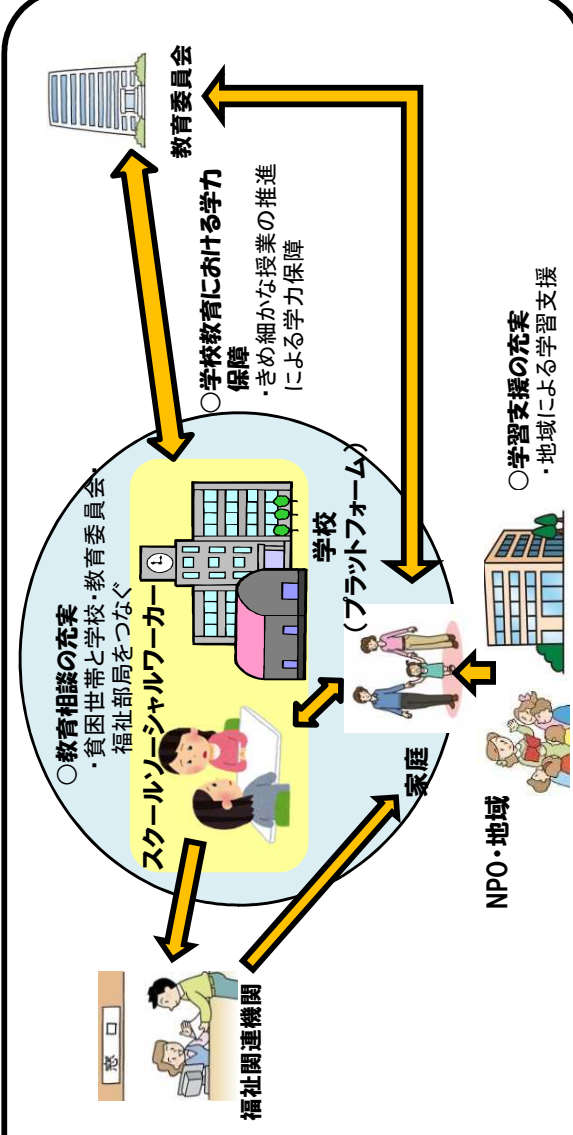
〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 (義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

■ 貧困等に起因する学力課題の解消に向けた教員定数の措置 [H28]150人 → [H29] 550人 (+400人)

教育相談の充実

■ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充 [H29要求額 69億円(+14億円)] [補助率1/3]

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

- スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日 × 3h)
[H28]3,047人 → [H29]5,047人 (+2,000人、66%増)
- 貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日 × 3h)
[H28]1,000人 → [H29]1,800人 (+800人)
- 虐待対策のための重点加配【新規】(+週1日 × 3h)
[H29]400人

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援人

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

H29: 5,000人(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールカウンセラーの配置拡充

- 全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(16,000校)への配置
- さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日 × 4h)
[H28]2,500中学校区 → [H29] 4,600中学校区
- 貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日 × 4h)
[H28]1,000校 → [H29] 1,800校 (+800校)
- 虐待対策のための重点加配【新規】(+週1日 × 3h)
[H29]400校

[H28] [H29]
中学校 2500校 → 4600校
小学校 5000校 → 9200校
計 7500校 → 13800校

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

H29: 26,000校(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

学習支援の充実

■ 地域未来塾による学習支援の充実 [H29予算額 5.4億円(+2.7億円)] [補助率1/3]
[H28] 3,100か所 → [H29] 約4,100か所 (+1,000か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(公立中学校(1万校区)の約半数)

(注) 地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援



多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

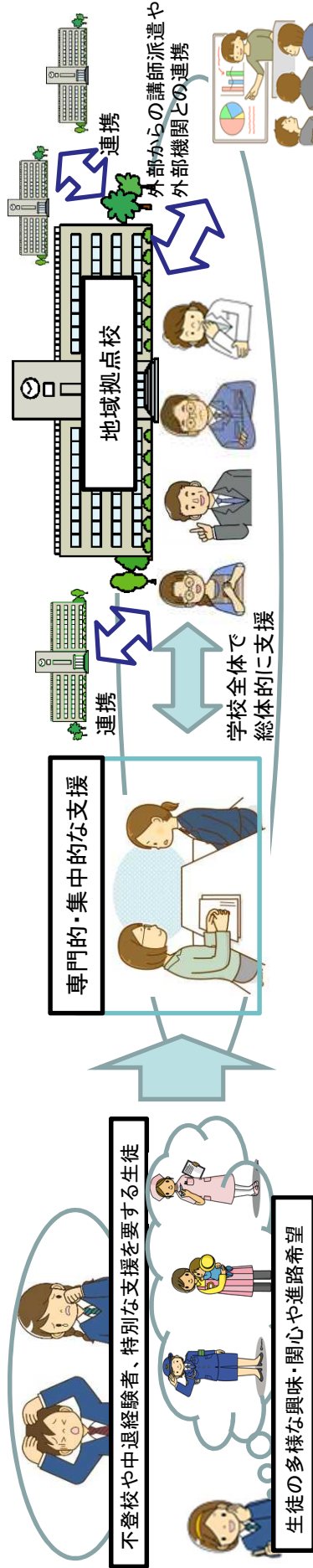
(平成28年度予算額 : 79,243千円)
平成29年度概算要求額 : 79,145千円

◆ **目的・背景** 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成26年8月閣議決定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ、確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

◆ **事業内容** 上記のような状況を踏まえ、定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及などの優れた取組を推進し、全国的に展開可能な実践事例の確立・普及を目指す。特に広域通信制高等学校については、質保証の必要性等が指摘される中、本年9月に策定予定の広域通信制高等学校の教育の質の確保のためのガイドラインを踏まえた効果的な通信教育手法の研究や、学校運営改善のためのPDCAサイクルの確保を推進。

【委託事業 対象:都道府県教育委員会等(指定件数 16件)】

例1：定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築



定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等において、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒一人ひとりへきめ細かに専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させるなど学校全体における総体的な取組を推進。また、当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等の一層の振興を推進。

例2：高等学校における遠隔教育の普及・推進



全日制・定時制課程の高等学校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

義務教育段階の就学援助（概要）

平成29年度要求額（案）：961百万円（平成28年度：783百万円）

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成25年度 約15万人）
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（平成25年度 約137万人） **【認定基準は各市町村が規定】**



3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2（予算の範囲内で補助）

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応。
※平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

要保護児童生徒援助費補助金（新規要求事項）

- ◇ 一億総活躍社会の実現に向けて、国立学校、私立学校や学校外で学ぶ不登校児童生徒に対する就学援助を実施。
- ◇ また、特に多額の費用が生じる入学時に必要な費目について援助単価を改訂。

国公私を通じた就学援助の実施

私立学校で学ぶ児童生徒

国立学校で学ぶ児童生徒

学校外で学ぶ不登校児童生徒

➡ 就学援助に必要な経費を計上

②援助単価の改訂

新入学児童生徒学用品費等

➡ 実勢価格等を踏まえた単価に改定

一億総活躍社会の実現

被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成29年度概算要求額 11億円

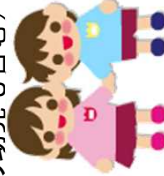
<事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

<具体的施策>

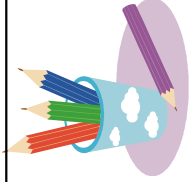
【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 2/3
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



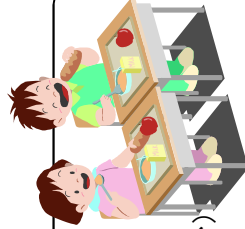
【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



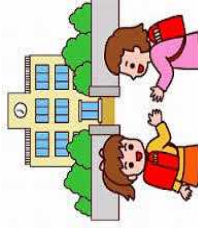
【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象経費) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程：修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業

平成29年度概算要求額 65億円(前年度予算額 80億円)

【東日本大震災復興特別会計】

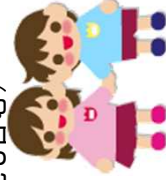
<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
 - 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援
- <参考>
- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来
の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
 - 平成29年度予算においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成28年度と同様のスキームで実施。)

<具体的施策>

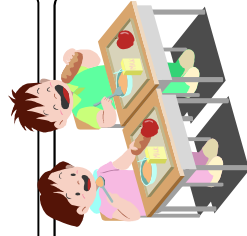
【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うこと
で、手厚い修学支援が可能



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった
生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程・修業年限1年以上
 - ・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

17. 地域とともにある学校づくりの推進

(前年度予算額 296百万円)
平成29年度要求・要望額 700百万円

うち、「学校を核とした地域力強化プラン」分 241百万円※

※コミュニティ・スクール導入等促進事業、地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業は、「学校を核とした地域力強化プラン」として実施。

1. 要求要旨

全ての公立学校が、地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールを推進・加速する。

また、学校現場における業務の適正化を強力に推進し、地域に信頼される学校としてのマネジメント機能を強化することにより、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人の能力を発揮できる環境整備を推進する。

2 内 容

(1) コミュニティ・スクール導入等促進事業 230百万円(160百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図る。(補助率：国1/3)

- ① コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり(400市区町村)
- ② コミュニティ・スクールの取組の充実(290市区町村 ※CSディレクターは150市区町村)
- ③ 学校運営協議会委員や教職員等への研修等への支援(120市区町村)

(2) 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 11百万円(11百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(補助率：国1/3)(12市区町村)

(3) 学校現場における業務改善加速事業 460百万円(125百万円)

教員の担うべき業務に専念できる環境を確保し、長時間労働という働き方を改善することで、子供と向き合う時間を確保するため、国・教育委員会(都道府県・市町村)・学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善を推進する取組を実施する。

- ・業務改善加速のための実践研究(42地域)
(業務改善に集中的に取り組むモデル自治体において、各学校における勤務時間管理の徹底をはじめ、教員の業務の見直し、意識改革のための研修等、業務改善の取組を強力に推進)
- ・業務改善アドバイザーの派遣
- ・長時間労働是正のためのキャンペーンの実施 等

学校現場における業務改善加速事業

29年度要求額 4.6億円
(28年度予算額 1.0億円)

教員の担うべき業務に専念できる環境を確保し長時間労働という働き方を改善することで、子供と向き合う時間を確保する必要がある。そのため、国、教育委員会（都道府県・市町村）、学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善を推進する。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

- 重点モデル地域を指定し、教職員や業務アシスタント等の配置などにより業務改善の加速についての実践研究を実施
- 勤務状況の改善の成果を明らかにし、具体的なノウハウや成果を分析、広く全国に発信・普及

委託

都道府県・政令市

都道府県として域内の学校の業務改善に取り組みとともに、市町村と連携して業務改善を加速するための体制を構築し、成果を県下に波及

- 取組内容例**
- 重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置
 - 県の業務改善ポリシー（KPI含む）を策定
 - 県下の業務改善促進のための協議会の開催
 - 教職員の意識改革のための研修の実施
 - 取組のフォローアップの実施、指導・助言・援助
 - 事業成果としてKPIの達成状況等をフィードバック
(例) 総勤務時間や事務・部活動時間等の変化
負担感の変化
創出した時間による教育面の充実度 等

地域指定




市町村（政令市含む）

管下全域で集中的に業務改善を推進

- 取組内容例**
- 自治体の業務改善ポリシー（KPI含む）を策定
 - 業務改善の取組の実施
 - ・ 教員の行う業務の明確化
 - ・ 部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・ 時間管理の徹底、研修の実施 等
 - 取組のフォローアップの実施、指導・助言・援助
 - 勤務状況の改善の成果を分析
 - ・ 勤務時間や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果等、勤務状況の改善の成果を分析
 - 事業成果としてKPIの達成状況等をフィードバック

業務改善アドバイザーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言（20名程度）
 - 先進モデルの横展開
 - 業務改善の取組の継続したフォロー
- 

長時間労働是正キャンペーンの実施

- 長時間労働是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を情勢
- ・ マネジメントフォーラムの開催
 - ・ 各種広報媒体等による普及啓発
 - ・ 実践事例集の作成等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成29年度要求額
(平成28年度予算額)

230百万円
160百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

補助率:国 1/3

全ての公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」となることを目指し、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、コミュニティ・スクールを推進加速する。コミュニティ・スクールの未導入地域への支援や導入地域における取組充実への支援等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

※1



※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

※2 CSディレクター: 学校運営協議会の会議運営や、学校運営協議会委員との連絡・調整・事務手続など、学校運営協議会に関わる業務を行う地域人材。

地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

平成29年度要求額
(平成28年度予算額)

11百万円
11百万円

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

- 予算不足
- 人手不足
- 硬直的予算
- ...

子供たちのために地域の特色や資源を生かした取組をしたいけど、一定程度の予算が必要だし、既存の事業では実現が難しいな...

事業内容

補助事業者

これまでの事業では実現できなかったような地域提案による創意工夫ある多様な取組を支援し、学校を核とした地域の魅力を実現を図る。

都道府県・市区町村(12市区町村分を補助)

補助率
1/3

- 柔軟な使い途
- アイデアの実現
- 地域の活性化
- ...

地域独自のアイデアを、学校だけでなく地域住民や子供たちが一緒に形にすることで、学校を中心として地域全体が活性化！

地域独自の提案を形に

提案例① 地域独自の学習プログラムの推進

□ 総合的な学習の時間等を活用した地域を題材とした学習プログラム
(例：地域創造学)等を地域住民や専門家等と連携しつつ推進することにより、子供たちの地域への愛着を高めるとともに、学校を中心として地域全体の教育への当事者意識の醸成を図る。

↑ 地域の魅力を再発見するとともに、一層の魅力化を図るための地域の在り方を考えること等を通じて、受動的な学びから主体的な学びへ。

提案例② 山村等留学の促進

□ 当該地域外からの子供の長期受け入れにより、地域の資源を活用し、地域全体を教材とした様々な体験活動や地域住民等との協働を通して、子供たちだけでなく、受け入れられる地域側も、活動を企画・立案等を行うなど、双方向的な成長を図る。

↑ 当該地域外からの刺激を取り込み、地域全体が活性化されるだけでなく、留学生が当該地域の全国への発信役に。

提案例③ 民間と連携した公営塾の設立

□ 中山間地域や離島等において、地域の空き施設(空き家や学校の空き教室)等を利用して公営塾を設立し、地域の教員OBや民間の塾講師等と連携し、地域全体を巻き込んで子供たちの学力等の向上やキャリア教育の実践を行う。

↑ 学校と民間等が連携した学習のみならず、キャリア教育等も提供する点に。

提案例④ 子供たちの提案するまちおこし策の実現

□ 子供たちが自由な発想に基づき、地域活性化に向けた企画・立案(例：ソーシャルビジネス、祭り、商品開発等)を行い、それらを地域の大人たちが実際に実現することにより、子供たちの自己有用感等をはぐくむとともに、地域の担い手としての力を育成する。

↑ 子供たちによる地域活性化方策の企画・立案を地域が一体となって実現し、子供たちを地域の担い手へ。

提案例◎ この他にも、様々な提案の実現が可能！

魅力ある学校

+

未来を創る教育

+

地域への愛着・誇り

+

地域の強み

+

地域のつながり

+

住み続けたいまち

+

まちの活性化

18. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額)	41,090百万円)
平成29年度要求・要望額	42,402百万円

1. 要求要旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

平成29年度義務教育教科書購入費の概算要求額は、教科書の定価は公共料金であることから、公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、+0.5%の定価改定等を行った上で約424億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(要求)
予算額	412億円	413億円	412億円	411億円	424億円
定価改定率	±0.0%	+0.2%(※)	+0.8%	+0.5%	+0.5%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(2) 平成29年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

- ・ 小学校用教科書 3,427円 (教科書一冊あたり409円)
- ・ 中学校用教科書 4,969円 (教科書一冊あたり550円)

教科書無償給与制度について

～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

○予算額の推移

区分	H25	H26	H27	H28	H29(要求)
予算額	412億円	413億円	412億円	411億円	424億円
定価改定率	±0.0%	+0.2% (※)	+0.8%	+0.5%	+0.5%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(参考) 平成29年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

・小学校用 3,427円(教科書1冊あたり409円) ・中学校用 4,969円(教科書1冊あたり550円)

教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

(参考)

平成29年度文部科学関係概算要求 【東日本大震災復興特別会計分】

復興庁所管事業

就学支援 65億円

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.1億円
 - ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等事業 65億円
 - ・震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 48億円

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 27億円
 - ・スクールカウンセラー 約1,000人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 21億円
 - ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置(1,000人)

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 27億円

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業等 27億円
 - ・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援
 - ・福島県小高統合高校の教育環境整備に要する経費を支援
- 福島県教育復興推進事業 0.7億円
 - ・福島県が実施する教育復興の取組を具体化、加速化する活動を支援

初等中等教育局関係合計 141億円